

アメリカ公的年金における最近の高齢給付プログラムについて

阿部 公一

目次

- 一 はじめに
- 二 財源徴収の構造とその考察
 - (一) 税率構造と税負担
 - (二) 税率構造及び課税最高限度額の展開
- 三 給付構造の側面とその考察
 - (一) AIMEの決定と給付資格
 - (二) PIA給付算定式
 - (三) 標準支給開始年齢
- 四 おわりに

一 はじめに

アメリカでは、二〇〇〇年に六二歳に到達する者（一九三八年出生者）から、公的年金の標準支給開始年齢を順次二カ月ずつ引き上げ始めており、最終的に、一九六〇年以降の出生者達は、標準支給開始年齢が六七歳に引き上げられる予定にある。このような標準支給開始年齢の引き上げは、アメリカ公的年金の一九八三年改正によって決定された事項であり、迫りくる大量のベビーブーマー（Baby boomers⁽¹⁾）への老齢給付を先延ばしにするものである。標準支給開始年齢の引き上げは、表面的に老齢給付の若干の先延ばしであるが、実際において、老齢給付額の削減を意味している。もっとも、この一九八三年改正により、信託基金（OASDI trust funds）の財源危機問題は回避されるに至った。OASDI信託基金理事会の一九八六年報告（1986 report of the OASDI board of trustees⁽²⁾）によれば、信託基金の運営は、II-B推計の下において、長期推計期間（一九八六―二〇六〇年）を通じて、保険数理上ほぼ均衡するであろうとみなされている。

しかしながら、ほとんど全てのベビーブーマーが退職するであろう二〇三〇年頃から、信託基金の運営において、給付支出が総収入（利子を含む）を上回り始め、やがて、二〇五〇年頃においては、信託基金の運営が破綻するであろうと推測されている。このようなことから、アメリカ国内において、研究者や実務家により、公的年金の改正案が盛んに論じられている。例えば、Aron⁽³⁾を始めとする研究グループは、一九八三年改正による税率改正に対して、新たに若干の付加的な税率を見積っている。彼らの税率計画によれば、ベビーブーマーの退職開始後においても、信託基金の資産は増加し続けることにより、二〇五〇年頃の信託基金の破綻を回避することが可能であると論じている。

いずれにしても、信託基金の財源破綻を回避するための改正案を論じる際において、公的年金制度の現状を把握する必要性が生じる。そこで、本稿においては、財源徴収の構造と給付構造の側面とを分析することを通じて、アメリカ公的年金の老齢給付プログラムに焦点を当てていく。以前から、アメリカ公的年金の研究を続けてきたが、本年四月より、山形県酒田市に設立された東北公益医科大学公益学部³⁹に奉職することからも、研究の再出発として、本テーマを取り上げたいと思う。アメリカ公的年金の研究に関しては、給付面におけるAIME算定のデータやPIA給付算定式におけるベンド・ポイント（屈折点）が毎年変更することから、データがすぐに古くなってしまふ。このようなことから、本稿では、一九九九年のデータを利用することにより、老齢給付プログラムの財源徴収及び給付構造の理論を分析していくことを主な目的とするが、さらに、両者の構造展開を整理し、構造上の問題点についても若干の考察を加えていく。

二 財源徴収の構造とその考察

(一) 税率構造と税負担

日本の公的年金の財源徴収手段が、保険料徴収によって実施されているのに対して、アメリカ公的年金の財源徴収の手段には、ペイロール・タックス（Social Security payroll taxes）と呼ばれる税が用いられている。このペイロール・タックスは、公的年金（OASDI）⁴⁰の給付費用を賄う他に、メディケア（Medicare）のパートA（Hospital Insurance: HI）の給付費用も賄っている。つまり、ペイロール・タックスは、OASDI税とHI税とから構成されている。このペイロール・タックスの課税方法は、被用者及び雇用に者に対して、表面的には、労使折半

39 アメリカ公的年金における最近の高齢給付プログラムについて

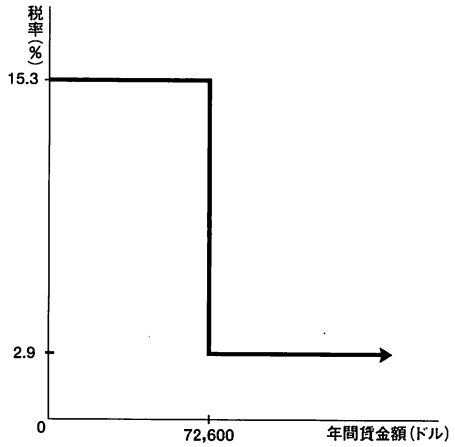


図1 1999年法によるペイロール・タックスの税率構造

使各々に六・二%の税率が課税されることから、OASDI税の合計税率は二・四%となる。したがって、自営業者のOASDI税の負担は二・四%となる。

ところで、ペイロール・タックスは、メディケアのパートAの給付費用も賄っている。メディケアは、公的医療保険であるものの、対象者を六五歳以上の老齢年金（老齢給付⁶）受給者、六五歳未満の障害年金受給者及び慢性腎臓患者に限定しており、日本の公的医療保険制度とは異なり、全国民を対象にしていない。このメディケアを構成しているパートAは、入院費用等を給付する病院保険であり、HI税として課税している。さて、一九九九年法によれば、年間の賃金に対して一・四五%のペイロール・タックスがHI税として課税される。OASDI税と同様に、労使各々に課税されることから、HI税の合計税率は二・九%となる。やはり、自営業者は二・九%分を負担することになる。ただし、HI税に関しては、課税最高限度額は設定されていない。したがって、被用者に対しては、六・二%のOASDI税

で課税している。ただし、自営業者に関しては、全額（労使における合計税率分）自己負担となる。なお、OASDI税には課税最高限度額（maximum taxable amount）が設定されているが、HI税に関しては、一九九四年より課税最高限度額が廃止されている。それでは、図1をみてほしい。本図は、一九九九年法によるペイロール・タックスの税率構造を描いている。本図における実線は、労使におけるペイロール・タックスの合計税率を表わしている。一九九九年法⁵によれば、アメリカ公的年金の財源徴収は、年間の課税最高限度額を七万二〇〇〇ドルとして、この課税最高限度額までの賃金に対して六・二%のペイロール・タックスを課税している。労

と一・四五%のHI税が課税されることから、被用者に対するペイロール・タックスは七・六五%となる。もちろん、雇用に對しても七・六五%のペイロール・タックスが課税されることから、労使合計のペイロール・タックスの税率は一五・三%となる。当然のことながら、自営業者の負担は一五・三%となる。

このようにペイロール・タックスは、被用者及び雇用に對して、表面上においては、折半して課税する形式を採用しているものの、現実のアメリカにおいて、ペイロール・タックスの税負担は、被用者側に帰着していると考えられる。そもそも、租税理論上、労働供給が完全に非弾力的なケースにおいては、被用者側にペイロール・タックスの税負担が帰着することになる。実際のところ、アメリカ国内において、時間当たりの労働供給に対する弾力性は、ほとんどゼロに近い状態にあると考えられている⁴¹。このような理由から、現実のアメリカにおいて、ペイロール・タックスの税負担は、被用者側に帰着するものと考えられる。

本節の最後に、上述した内容に関する具体的な仮説例⁴²を紹介しよう。ここでは、ある女性が一九九九年に三万ドルの賃金を得たでしょう。すると、彼女のペイロール・タックス(OASDI税)の支払いは一八六〇ドルとなり、彼女の手元には二万八四〇ドルが残る。もつとも、彼女の雇業者は、実務上において三七二〇ドルを政府に納めなければならぬ。しかしながら、ほとんどの経済学者は、事実上、彼女が一・二・四%の税負担をしていると考えていることから、公的年金が存在しない場合を想定すると、彼女の賃金は三万一八六〇ドルとなることであろう。

(二) 税率構造及び課税最高限度額の展開

アメリカ公的年金の歴史を遡ると、社会保障法(Social Security Act)の制定(一九三五年八月一四日)に遡る。制定当初においては、老齢給付のみに限定されており、その財源徴収は一九三七年一月から開始された。他方、給

41 アメリカ公的年金における最近の高齡給付プログラムについて

表1 税率構造及び課税最高限度額の展開

暦年	OASDIの 課税最高 限度額	負 担 税 率					
		被用者・雇用人(各々)			自営業者		
		OASDI	HI	合計	OASDI	HI	合計
1937-49	\$3,000	1.000	—	1.000	—	—	—
1950	3,000	1.500	—	1.500	—	—	—
1951-53	3,600	1.500	—	1.500	2.250	—	2.250
1954	3,600	2.000	—	2.000	3.000	—	3.000
1955-56	4,200	2.000	—	2.000	3.000	—	3.000
1957-58	4,200	2.250	—	2.250	3.375	—	3.375
1959	4,800	2.500	—	2.500	3.750	—	3.750
1960-61	4,800	3.000	—	3.000	4.500	—	4.500
1962	4,800	3.125	—	3.125	4.700	—	4.700
1963-65	4,800	3.625	—	3.625	5.400	—	5.400
1966	6,600	3.850	0.350	4.200	5.800	0.350	6.150
1967	6,600	3.900	0.500	4.400	5.900	0.500	6.400
1968	7,800	3.800	0.600	4.400	5.800	0.600	6.400
1969-70	7,800	4.200	0.600	4.800	6.300	0.600	6.900
1971	7,800	4.600	0.600	5.200	6.900	0.600	7.500
1972	9,000	4.600	0.600	5.200	6.900	0.600	7.500
1973	10,800	4.850	1.000	5.850	7.000	1.000	8.000
1974	13,200	4.950	0.900	5.850	7.000	0.900	7.900
1975	14,100	4.950	0.900	5.850	7.000	0.900	7.900
1976	15,300	4.950	0.900	5.850	7.000	0.900	7.900
1977	16,500	4.950	0.900	5.850	7.000	0.900	7.900
1978	17,700	5.050	1.000	6.050	7.100	1.000	8.100
1979	22,900	5.080	1.050	6.130	7.050	1.050	8.100
1980	25,900	5.080	1.050	6.130	7.050	1.050	8.100
1981	29,700	5.350	1.300	6.650	8.000	1.300	9.300
1982	32,400	5.400	1.300	6.700	8.050	1.300	9.350
1983	35,700	5.400	1.300	6.700	8.050	1.300	9.350
1984	37,800	5.700	1.300	7.000	11.400	2.600	14.000
1985	39,600	5.700	1.350	7.050	11.400	2.700	14.100
1986	42,000	5.700	1.450	7.150	11.400	2.900	14.300
1987	43,800	5.700	1.450	7.150	11.400	2.900	14.300
1988	45,000	6.060	1.450	7.510	12.120	2.900	15.020
1989	48,000	6.060	1.450	7.510	12.120	2.900	15.020
1990	51,300	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1991	53,400	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1992	55,500	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1993	57,600	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1994	60,600	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1995	61,200	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1996	62,700	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1997	65,400	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1998	68,400	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
1999	72,600	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
2000	76,200	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300
2001	—	6.200	1.450	7.650	12.400	2.900	15.300

(出所) <http://www.ssa.gov/OACT/COLA/taxRates.html>.

付に関しては、一九四二年一月から予定されていたものの、一九三九年改正により、一九四〇年から開始された。それでは、表1をみてほしい。本表においては、OASDI及びHIに関する税率構造の展開とOASDIの課税最高限度額の展開を表わしている。

アメリカ公的年金は、発足当初においては老齢年金のみで出発したものの、一九三九年改正により遺族年金が付け加えられ、さらに、一九五六年改正において、障害年金が付け加えられた。まず、一九三七年から、被用者及び雇業者に對して一%の課税が実施されることにより、労使双方における合計税率は二%として出発することになる。他方、自營業者は、一九五〇年法により公的年金の対象者として加わり、一九五一年から課税が実施される。この自營業者に適用される税率の水準は、一九八三年までの期間を通じて、労使双方における合計税率の四分の三程度に設定されていたところで、メディケアは一九六五年に制定されて翌年七月から施行されたが、このメディケアの施行に伴って、一九六六年には〇・三五%のHI税が労使各々に課税された。なお、HI税に関しては、一九八三年までの期間を通じて、自營業者に対しても被用者と同率の税率が適用された。

やがて、一九八三年改正により、労使双方におけるOASDHI税の合計税率水準に達するまで、自營業者に適用する税率を引き上げることが決定され、翌年より実施された。さらに、一九八三年改正では、税率引き上げ計画を一九八五年から予定していたものの、引き上げ計画を前年に繰り上げて実施した。このようなことから、税率引き上げ分を緩和するために軽減措置が採用された⁴³⁾。被用者に対しては、一九八四年のみの税率を〇・三%分軽減した。本表に掲載されている税率には、この軽減措置分の税率も含んでいる。したがって、被用者に適用される一九八四年の実効税率は五・四%となる。同様に自營業者に対しても、一九八四年、一九八五年及び一九八六―一九八九年のそれぞれにおいて、二・七%、二・三%、二・〇%分の軽減措置を実施した。

次に、課税最高限度額の展開についてみてみることにしよう。本表では、OASDIに適用する課税最高限度額のみ

43 アメリカ公的年金における最近の高齡給付プログラムについて

を掲載している。そこで、HIに適用する課税最高限度額の展開について紹介すると、一九六六―一九九〇年までの期間を通じては、OASDIの課税最高限度額に同額であったものの、一九九一年より独自に設定されるようになった。さらに、一九九三年包括財政調整法（Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993 : OBRA 1993）に基づいて、一九九四年よりHIに適用する課税最高限度額を廃止した。なお、一九九一―一九九三年までの毎年のHIの課税最高限度額は、それぞれ二二万五〇〇〇ドル、一三万二〇〇〇ドル、一三万五〇〇〇ドルと設定されていた。

本節の最後に、課税最高限度額と逆進性の問題について若干ではあるが触れておくことにしよう。ここで再び図1をみてほしい。本図における実線は、年間の賃金額に対応する税率を意味すると共に、ペイロール・タックスの限界税率（marginal tax rate: MTR）を表わしている。本図は、一九九九年法の下に税率構造⁽¹⁾（二段階のタックス・ブラケットを持つ構造）を描いているが、同様に、一九九一年の税率構造を描いてもらいたい。すると、五万三四〇〇（OASDIの課税最高限度額）ドルまでの賃金額に対して、一五・三％の労使双方の合計税率（限界税率）が課税され、五万三四〇〇ドルを超過し一二万五〇〇〇（HIの課税最高限度額）ドルまでの賃金額に対しては、同様に二・九％の労使双方の合計税率（限界税率）が課税される。だが、一九九一年において、一二万五〇〇〇ドルを超過した賃金額に対して課税されることはなかった。つまり、一二万五〇〇〇ドルを超過した賃金額に対しての限界税率は、ゼロになることを意味している。

したがって、一九九一年のペイロール・タックスの税率構造は、三段階のタックス・ブラケットを持つ構造となる。このペイロール・タックスの税率構造においては、課税ベース規模の増加に応じて、平均税率（average tax rate: ATR）が下降して行く。このような特徴は、逆進税率構造を意味する。もっとも、税収増加を意図して、一九九四年よりHI税の課税最高限度額を廃止したことから、逆進性が幾分かでも緩和されたと思わ

れるが、やはり、税率構造において、逆進性の問題が残存することであろう。

三 給付構造の側面とその考察

(一) AIMEの決定と給付資格⁴⁵

財源徴収の構造に対して、老齢給付額を決定する給付構造は幾分複雑である。一九七二年改正法の下では、基本年金額を決定する過程において、インフレーションに連動するシステムを採用していたが、このシステムは、一九七七年改正法により改善された。このような経緯により、一九七九年の新規裁定者から、基本年金額を決定する際において、新たに過去の賃金記録を再評価する必要性が生じた。その際に、全国平均賃金指標 (national average wage index) と呼ばれる指標が必要となる。一九五一年から一九七七年までの期間を通じては、適用者 (covered employment) の平均賃金水準を平均賃金としたが、一九七八年から、適用者と適用除外者 (noncovered employment) とを対象にして、平均賃金を算定している。

この全国平均賃金指標を用いることにより、インデックス係数 (index factor) を導き出す必要がある。早速、表2をみてほしい。本表では、インデックス係数を導き出すために、過去における各年の全国平均賃金指標を掲載している。ただし、本表は、一九三七年出生者 (一九九九年に六二歳に到達する者) を対象にしている。さて、各年のインデックス係数は、六〇歳時における全国平均賃金指標値を、任意の年の全国平均賃金指標値で除すことにより算出される。つまり、このことは、彼 (一九九九年に六二歳で退職) の過去の賃金記録が、六〇歳時 (一九九

45 アメリカ公的年金における最近の高齢給付プログラムについて

表2 AIME算出に必要な各指標

暦年	課税最高 限度額	全国平均 賃金指標	インデックス 係数	1クレジットに必要な 最低賃金額
1951	\$3,600	\$2,799.16	9.79794	\$50
1952	3,600	2,973.32	9.22403	50
1953	3,600	3,139.44	8.73595	50
1954	3,600	3,455.64	7.93659	50
1955	4,200	3,301.44	8.30728	50
1956	4,200	3,532.36	7.76421	50
1957	4,200	3,641.72	7.53106	50
1958	4,200	3,673.80	7.46529	50
1959	4,800	3,855.80	7.11292	50
1960	4,800	4,007.12	6.84432	50
1961	4,800	4,086.76	6.71094	50
1962	4,800	4,291.40	6.39092	50
1963	4,800	4,396.64	6.23795	50
1964	4,800	4,576.32	5.99302	50
1965	4,800	4,658.72	5.88702	50
1966	6,600	4,938.36	5.55367	50
1967	6,600	5,213.44	5.26063	50
1968	7,800	5,571.76	4.92232	50
1969	7,800	5,893.76	4.65340	50
1970	7,800	6,186.24	4.43339	50
1971	7,800	6,497.08	4.22128	50
1972	9,000	7,133.80	3.84451	50
1973	10,800	7,580.16	3.61813	50
1974	13,200	8,030.76	3.41512	50
1975	14,100	8,630.92	3.17765	50
1976	15,300	9,226.48	2.97253	50
1977	16,500	9,779.44	2.80446	50
1978	17,700	10,556.03	2.59814	250
1979	22,900	11,479.46	2.38914	260
1980	25,900	12,513.46	2.19172	290
1981	29,700	13,773.10	1.99127	310
1982	32,400	14,531.34	1.88737	340
1983	35,700	15,239.24	1.79970	370
1984	37,800	16,135.07	1.69978	390
1985	39,600	16,822.51	1.63032	410
1986	42,000	17,321.82	1.58332	440
1987	43,800	18,426.51	1.48840	460
1988	45,000	19,334.04	1.41853	470
1989	48,000	20,099.55	1.36451	500
1990	51,300	21,027.98	1.30426	520
1991	53,400	21,811.60	1.25740	540
1992	55,500	22,935.42	1.19579	570
1993	57,600	23,132.67	1.18560	590
1994	60,600	23,753.53	1.15461	620
1995	61,200	24,705.66	1.11011	630
1996	62,700	25,913.90	1.05835	640
1997	65,400	27,426.00	1.00000	670
1998	68,400		1.00000	700
1999	72,600		1.00000	740

(出所) Schieber, S.J., and J.B. Shoven, *The Real Deal: The History and Future of Social Security*, Yale University Press, 1999, Table 18.1.

七年)の基準で再評価されることを意味する¹³⁾。ここでは例として、一九九六年のインデックス係数を算出してみることにしよう。彼の六〇歳時(一九九七年)における全国平均賃金指標値(二万七四二六・〇〇ドル)を、一九九六年の全国平均賃金指標値(二万五九一三・九〇ドル)で除すことにより、一九九六年のインデックス係数一・〇五八三五が算出される。同様な計算を経て、本表には一連のインデックス係数(ただし、一九五一年以降)を掲載している。

もっとも、本表に掲載されているインデックス係数は、一九三七年出生者に適用されるが、それ以前の出生者に適用されるインデックス係数は、本表のそれぞれの数値よりも小さくなることであろう。反対に、全国平均賃金指標が上昇する限りにおいて、将来の退職者に適用されるインデックス係数は、一九九九年用のそれよりも大きな数値になることであろう。ただし、全てのインデックス係数は、一及びそれ以上の数値になる。

さて、これら一連のインデックス係数を用いることにより、再評価後の平均月額賃金 (average indexed monthly earnings : AIME) が算出される。彼の過去の賃金記録における任意の年の賃金額に、同年のインデックス係数を乗じることにより、過去の賃金が再評価される。ただし、任意の年の賃金額は、同年の課税最高限度額内の賃金額に限定される。このような手順を踏むことにより、個人の再評価された一連の賃金記録を得ることができる。次に、個人の再評価された一連の賃金記録に関して、高額順に三五年間を識別する必要がある。この三五年間の再評価後賃金を単純に加算して、 $420(35 \times 12)$ で除すことにより、AIMEを算出することができる。もし、彼の勤務年数が四五年間に及んだとしたら、再評価後賃金の低額順からの一〇年間を削除することができる。反対に、彼の勤務年数が三五年間に達しなかった場合においては、過不足年数分に関して、再評価後賃金をゼロとして計算すればよい。

このような過程を経て AIME が算出されるが、老齢給付の資格を得るためには、少なくとも四〇クレジット (forty credits) を必要とする。一年間を通じて、四クレジットまで取得可能なことから、四〇クレジットを得るためには、少なくとも一〇年間を必要とする。なお、一クレジットを取得するためには、一適用四半期を通じて一定以上の賃金額を取得している必要がある⁽⁴⁾。ここで、再び表2をみてほしい。本表においては、一クレジット取得に必要な毎年の最低賃金額も掲載している。すると、一九九九年において、一クレジットを取得するためには、七四〇ドル以上の賃金が必要となる。したがって、一九九九年を通じて四クレジットを得るためには、二九六〇ドル

以上の賃金を得ることが条件となる。

(二) P I A 給付算定式¹⁶

前節までにおいて、A I M Eを算出するまでの過程について論述してきたが、本節においては、A I M Eを用いることにより、基本年金額(primary insurance amount: P I A)を算出していく。このP I Aは、標準支給開始年齢時に受け取り可能な単身者の老齢給付額を表わしている。そのうえ、標準支給開始年齢以外の退職者、妻帯者、老齢寡婦、離婚者等の異なる状況の人々の老齢給付額を決定する際にも、このP I Aが基準となる。他の異なる状況に関して、全ての可能な給付状況を説明することは不可能に近いことから、本稿においては、単身者の老齢給付額の決定に限定して説明していく。それでは、一九九九年用のP I A給付算定式をみてみることにしよう。すると、このP I Aは、

(a) A I M Eの最初の五〇五ドルに対して九〇%、

(b) 五〇五ドルを超え三〇四三ドルまでの分に対して三二%、

(c) 三〇四三ドルを超える分に対して一五%、

を合計することにより算出することができる。なお、P I A給付算定式に用いられている五〇五及び三〇四三ドルの屈折点をバンド・ポイント(bend point)と呼ぶ。このバンド・ポイントにおけるドルの数値は、全国平均賃金指標の上昇に応じて、毎年自動的に調整される。五九歳までの過去の賃金記録を再評価すること、P I A給付算定式における毎年のバンド・ポイントを調整することにより、全国平均賃金指標の上昇率分に相当するまで、平均給付水準が引き上げられる¹⁶。さて、一旦P I Aが決定されると、その後の給付額の引き上げは、物価上昇に応じ

てのみ調整され、賃金上昇に応じる調整はされない。物価上昇に応じたその後の給付額の調整は、老齢給付から発生する消費購買力を一定に維持することを目的としている。⁴⁹

図2は、四五〇〇ドルまでのAIMEに対してのPIAの給付水準を描いている。本図におけるPIA給付算定式は、一九九九年に六二歳で退職する単身者を想定している（つまり、一九三七年出生者）。この彼が、一九六四年から一九九八年までの三五年間を通じて、課税最高限度額以上の賃金を得ていたであろうとすると、彼のAIMEは四四三九ドルとなる。もともと、この四四三九ドルという数値は、AIMEの可能な上限額を表わしている。すると、彼のPIAは、一月当たり一四七六ドルとなる。当然のことながら、この一四七六ドルという数値は、六五歳からの給付を前提にしている。もし、彼が、六二歳からの給付を望むならば、彼の最初の給付額は、一四七六ドルの八〇%相当額まで減額される。したがって、彼の六二歳からの給付額は、一月当たり一一八〇ドルとなる。

本例においては、①一九三七出生者で一九九九年に六二歳で退職すること、②一九六四年から一九九八年までの三五年の勤労期間を有すること、③単身者で六五歳から給付を開始することを仮定してきたが、次に、同上の仮定の下に、異なる賃金ケースのPIAをみてみることにしよう。⁴⁹ まず最初に、全国平均賃金指標と同額の賃金を稼いだ者を仮定すると、彼のPIAは、一月当たり約一一四四ドルとなる。また、全国平均賃金指標の二分の一額の賃金を稼いだ者を仮定すると、彼のPIAは、一月当たり六五八ドルとなる。さらに、最低賃金しか稼げなかった者を仮定すると、彼のPIAは、一月当たり六一六・四〇ドルとなる。

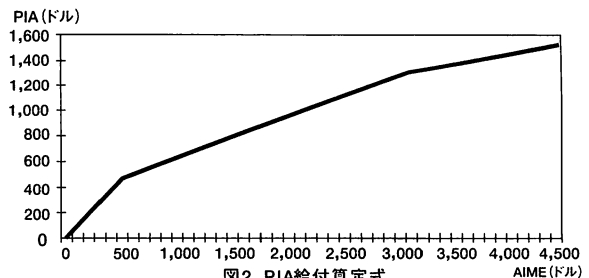


図2 PIA給付算定式
(出所) Schieber, S.J., and J.B.Shoven, *The Real Deal: The History and Future of Social Security*, Yale University Press, 1999, Figure 18.1.

このような異なる賃金ケースとそれに対応するPIAとの関係から、賃金額が低くなると、所得代替率(Replacement rate)が高くなることを容易に推測することができる。この点に関して、再び図2をみてほしい。本図において、第一バンド・ポイント(五〇五ドル)までの傾きが最も急であることから、賃金額が低くなると、所得代替率が高くなるであろうことを確認してほしい。つまりこのことは、PIA給付算定式が、明らかに再分配的であることを証明している。

それでは、本節の最後に、PIA給付算定式の問題点について触れることにしよう。やはり、現在のPIA給付算定式においても、給付額上昇を助長するという問題がつきまとう。その原因は、¹⁹⁾全国平均賃金指標の上昇と、一九七〇年代末頃から八〇年代当初を通じて、課税最高限度額が急激に上昇したことによる。このようなことから、現在の給付算定式が継続されると、PIAの上限額は上昇し続けることであろう。

(三) 標準支給開始年齢

一九八三年改正の決定事項により、二〇〇〇年に六二歳に到達する者から、老齢給付の標準支給開始年齢(normal retirement age: NRA)を順次二カ月ずつ引き上げ始めている。すると、一九三八年出生者の標準支給開始年齢は六五歳二カ月となり、これに続く一九三九年出生者は、標準支給開始年齢が六五歳四カ月に引き上げられる。その後も出生年が一年遅くなることにより、標準支給開始年齢が二カ月ずつ引き上げられていくが、一九四三年から一九五四年の間に出生した者達を一括して、彼らの標準支給開始年齢を六六歳に引き上げ、再び、一九五五年出生者から、標準支給開始年齢を二カ月ずつ引き上げていき、最終的に、一九六〇年以降の出生者達は、標準支給開始年齢が六七歳に引き上げられる予定にある。

ところで、標準支給開始年齢以前に受給すると、給付額は永遠に減額され続ける。一九九九年に単身者が六二歳で受給した場合において、その減額率は二〇%⁽²⁰⁾となり、彼の老齢給付額はPIAの八〇%となるが、二〇二七年に単身者が六二歳で受給した場合において、その減額率は三〇%⁽²¹⁾となり、彼の老齢給付額はPIAの七〇%となる。つまり、標準支給開始年齢の引き上げ計画は、老齢給付額の削減を意味している。反対に、標準支給開始年齢を遅らせることにより（七〇歳まで遅らせることができる）、給付額は永遠に増額され続ける。その増額率は、個人の生年月日に依存し、後の世代ほど大きくなっていく。例えば⁽²²⁾、一九九三年に六五歳に到達した者は、標準支給開始年齢を遅らせることにより、一年当たり四%（一カ月当たり三分の一%）ずつ給付額が増額されるが、一九九九年に六五歳に到達した者は、一年当たり五・五%（一カ月当たり〇・四五八三三%）ずつ増額される。なお、最終的には、二〇〇九年に六六歳に到達する者（一九四三年出生者）から、一年当たり八%（一カ月当たり三分の二%）ずつ増額していくことを予定している。

四 おわりに

以上を通じて本稿では、老齢給付プログラムの財源徴収構造と給付構造の側面とについて分析してきたが、財源徴収構造に対して、給付構造は幾分複雑であり、給付における様々なケースについては、紙数の関係から論じなかったが、給付構造の本質的な理論（AIMEの決定やPIA給付算定式）に焦点を絞って分析してきた。もともと、財源徴収構造と給付構造とについて、これまで個別に論じてきたが、ここでは本稿における結論として、総合的に、両者の構造に起因する問題点について整理していく。

そもそも、ペイロール・タックスの税率構造は、逆進性を有するものの、税収増加を期待して、HI税の課税最高限度額を廃止したことにより、逆進性が、幾分かでも緩和されたものと思われるが、やはり、税率構造において、逆進性の問題が残存すると考えられる。しかしながら、高所得者の所得代替率よりも、低所得者のそれが高くなることから、給付構造においては、明らかに再分配的（累進的）であると考えられる。したがって、逆進性の大部分が相殺されると考えられることから、この逆進性の問題を強調する必要性は、それほどないと思われる。むしろ、本稿では論じなかったものの、冒頭に記したように、今後、信託基金の財源問題が、より重要視されることであろう。

ところで、一九七二年改正法により、PIA給付算定式は、インフレーションに連動するシステムを採用したことで、実質的な経済成長よりもさらに速いスピードで給付額を上昇させ続けたことにより、信託基金の財源危機問題に拍車をかける結果を招いた。このシステムは、一九七七年法により改善されて、一九八三年改正法においては、財源危機問題の尻拭いがなされたものの、その影響（より寛大な給付）は、二一世紀においても傷跡を残すことになろう。そこで、過去における信託基金の財源危機問題の原因を明確にするためにも、給付構造の理論と展開について、さらに研究を展させていきたいと思う。最後に、本稿においては、Social Securityのウェブ・サイト (<http://www.ssa.gov>) から有益な情報を得ることができたことも記しておこう。

注

(1) 一九四六年から一九六四年に出生した子供達をベビーブーマーと呼んでいる。この期間を通じて七四〇〇万人の子

- 供達が出生し、人口のほぼ三〇%を占めている。Rosen, H.S., *Public Finance*, 4th ed., Richard D. IRWIN, INC., 1995, p. 209.
- (2) OASDI 信託基金理事会の一九八六（及び一九八八）年報告による信託基金の将来展望については、Aron, H.J., B.P. Bosworth, and G.T. Burtless, *Can America Afford to Grow Old? Paying for Social Security*, The Brookings Institution, 1989, chap. 3 を参照せよ。
- (3) *Ibid.*, pp. 44-49.
- (4) 正式名称を Old Age, Survivor, and Disability Insurance としう。アメリカにおいて、Social Security という用語が用いられた場合は、大抵の場合において公的年金を意味する。
- (5) 一九九九年法に基づいたペイロール・タックスに関するデータは、Schieber, S.J., and J.B. Shoven, *The Real Deal: The History and Future of Social Security*, Yale University Press, 1999, pp. 290-291 等を参照した。
- (6) 本稿においては、主に老齢給付という用語を用いているが、老齢年金とまったく同義語である。本稿では、文章に応じて、適宜使い分けているに過ぎない。
- (7) Rosen, *op. cit.*, pp. 285-286.
- (8) Schieber, S.J., and J.B. Shoven, *op. cit.*, pp. 290-291.
- (9) <http://www.ssa.gov/OACT/COLA/taxRates.html>.
- (10) U.S. Department of Health and Human Services, Social Security Administration, *Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement*, 1994, p. 25.
- (11) Hyman, D. N., *Public Finance: A Contemporary Application of Theory Policy*, 4th ed., The Dryden Press, 1993, pp. 351-352. 以下、本稿の図一は、*Ibid.*, p. 351, FIGURE 10.3 を参考にしつつ描かれた。

- (12) 本節における以下の記述は、Schieber, S.J., and J.B. Shoven, *op.cit.*, pp.291-294に依拠している。
- (13) ただし、六〇及び六一歳時の賃金額は再評価しない。
- (14) したがって、四〇クレジットを取得するためには、少なくとも四〇適用四半期 (forty quarters) を必要とする。
- (15) 本節の記述に用いた数値及び具体例は、Schieber, S.J., and J.B. Shoven, *op.cit.*, pp.294-295に依拠している。
- (16) Aaron, H.J., B.P. Bosworth, and G.T. Burtless, *op.cit.*, p.29.
- (17) *Ibid.*
- (18) Schieber, S.J., and J.B. Shoven, *op.cit.*, p.297.
- (19) *Ibid.*, pp.294-295.
- (20) 標準支給開始年齢の直前三六カ月までの期間を通じて、一カ月当り九分の五%ずつ減額される。
- (21) 標準支給開始年齢の直前三六カ月まで、一カ月当り九分の五%ずつ減額されていき、さらに、それ以前の二四カ月においては、一カ月当たり一二分の五%ずつ減額されていく。
- (22) Kingson, E.R., and E.D. Berkowitz, *Social Security and Medicare: A Policy Primer*, Auburn House, 1993, p.60, Schieber, S.J., and J.B. Shoven, *op.cit.*, pp.295-296.

参考文献

Aaron, H. J., B. P. Bosworth, and G. T. Burtless, *Can America Afford to Grow Old?: Paying for Social Security*, The Brookings Institution, 1989.

Hyman, D. N., *Public Finance: A Contemporary Application of Theory Policy*, 4th ed., The Dryden Press, 1993.

Kingson, E. R., and E. D. Berkowitz, *Social Security and Medicare: A Policy Primer*, Auburn House, 1993.

Rosen, H. S., *Public Finance*, 4th ed., Richard D. IRWIN, INC., 1995.

Schieber, S. J., and J. B. Shoven, *The Real Deal: The History and Future of Social Security*, Yale University Press, 1999.

U. S. Department of Health and Human Services, Social Security Administration, *Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement*, 1994.